

開発途上国の地域経済統合*： ラテンアメリカの視点から

道 下 仁 朗†

1 はじめに

1958年のヨーロッパ経済共同体成立から42年目の今日、世界はかつてない地域主義の興隆を迎えている。欧州は統合への歩みを確実に進め、2002年には共通通貨ユーロが街角にその姿を見せるまでになっている。アジア太平洋地域に目を向けると、APEC(アジア太平洋経済協力会議)が着実にその深化を見せており、北米大陸ではNAFTA(北米自由貿易地域)によって、米国・カナダ・メキシコがその関係を一層深めているように見える。現在では、何らかの地域貿易協定に加盟していない国は極めて少数であり、その僅かな例外に属していた我が国も、韓国、シンガポールなど数カ国と、自由貿易協定の締結に向けて作業を進めている!

地域経済統合は、加盟国の経済厚生を高める目的において有効な手段であるが、一方で非加盟国に対する排他的な措置が経済のブロック化を押し進め、世界経済にとっては望ましくない効果をもたらすとの主張があり、多角的貿易システムの確立を目指すGATT—WTO体制のなかでは、将来自由貿易を達成することを条件に、例外規定として認められている。近年、地域主義の隆盛とともに、多角主義と地域主義の整合性に関し、多くの議論がなされてきており、

* 本稿は、平成10年度松山大学総合研究所特別研究助成による成果の一部である。

† e-mail: michi@cc.matsuyama-u.ac.jp; phone (089)925-7111

1) "Japan strays from the true path of multilateral trade" *Financial Times*, May 17th 2000.

必ずしも経済厚生を高める手段ではないことも示されている。

一方で、従来の地域統合理論では分析されていない効果によって、開発途上国の経済発展に対して地域統合が有効であるとする議論がある。もともと開発途上国は、1960年代に欧州に刺激された形で地域経済統合を推し進めた歴史があるが、このときは輸入代替化工業政策の文脈で推し進められた政策であり、失敗に終わった。しかしながら、近年の経済統合は世界貿易システムへの参入という文脈で進められていて、統合の効果が異なった形で現れる可能性が否定できない。

特にラテンアメリカ諸国は、60年代の地域経済統合の失敗と現在の統合の進展が最もはっきりした形で現れている地域であり、現在の経済統合が、開発途上国にとってどのような効果をもたらすかを検証するため非常に重要である。また、近年の地域主義の多くが、先進国と開発途上国との、いわば「南—北」タイプの統合であり、NAFTAのケースは、その効果を検証する上で非常に重要な協定となっている。

ところが、ラテンアメリカでは「南—南」タイプの地域協定である MERCOSUR (南米南部共同市場) も締結されており、経済規模から、その存在は無視できない。では、このようなタイプの統合に意義はあるのだろうか。本稿の目的は、これまでの先行研究をまとめることによって、MERCOSUR を事例に、「南—南」タイプの地域経済統合の意義を探ることである。そのために、まず地域経済統合に関して簡潔に概観し、その上でラテンアメリカの地域経済統合の現状と、統合の意義を検証している。

第2章では地域経済統合の定義やこれまでの歴史について概観する。第3章では、ラテンアメリカの地域経済統合について、先行研究を概観し、その意義を探る。第4章では結論を与える。

2 地域経済統合の定義と歴史、現状

2.1 地域経済統合の定義

地域経済統合とは、差別的な貿易措置によって、加盟国間の貿易を有利化することにより、自国の経済厚生を高めようとする貿易政策上の一手段である。地域経済統合は、その統合の程度によって、いくつかの段階に分類することができる。

特恵的取り決め (preferential trade agreement : PTA) 加盟国 (域内) に対する関税その他の障壁を、非加盟国 (または域外地域) のそれよりも引き下げることによって、加盟国に特恵的な地位を与えることによる地域貿易協定。

自由貿易地域 (free trade area : FTA) 加盟国間 (域内) の関税その他の障壁がすべて撤廃されている地域。ただし、非加盟国に対する域外関税 (external tariff) は、加盟国それぞれが決定権を持つ。

関税同盟 (customs union : CU) 加盟国間 (域内) の関税その他の障壁がすべて撤廃されており、かつ域外関税が共通 (域外共通関税 (common external tariff : CET)) に設定されている地域。

共通市場 (common market) 関税同盟に加え、生産要素の移動が域内で自由な地域。

経済同盟 (economic union) 金融、財政政策を共通化した同盟。通貨が統一される場合もある。

政治同盟 (political union) 外交・軍事政策も共通化した、一種の連邦国家²⁾ところで、地域経済統合は必ずしも地域的な協定ばかりであるとは限らず、米国－イスラエル自由貿易協定 (1985年8月締結) のように、地理的に離れて

2) 共通市場、経済同盟、政治同盟は、政策手段が貿易政策に止まらず、広い意味での経済統合と言える。ここでは貿易政策に焦点を当てていることから、特恵的取り決めから関税同盟までの段階を分析対象とする。

いても自由貿易協定が結ばれる場合がある。しかしながら、現在、効力を発している協定の大部分は隣接しているか、あるいは同一地域内の国によって締結されている。

地域経済統合は現在の貿易体制である GATT-WTO 体制のなかではどのように位置付けられているのであろうか。地域経済統合は基本的には GATT 第 1 条 1 項で規定されている最恵国待遇 (Most Favored Nation Clause) と相反する性格を持つため、GATT-WTO では例外規定を設けることによって、これを認めている。先進国と開発途上国では適用される例外規定が異なり、先進国には GATT 第 24 条が、開発途上国には授權条項 (Enabling Clause) が適用される³⁾。これらの例外規定について概観してみよう。

2.1.1 GATT 第 24 条

先進国が協定を締結する場合に適用されるのは、GATT 第 24 条で規定されている要件 (表 1) で、簡単に言えば、非加盟国に対する関税率 (域外関税率)

表 1 第24条における関税同盟、自由貿易地域、中間協定の要件

	第24条5項	第24条8項
関税同盟	(a) 関税同盟の組織前に比し、関税の全般的水準及びその他の通商規則がより高度なものであるか又は制限的なものであってはならない。	(a)(i) 関税その他の制限的通商規則 (11条, 12条, 13条, 14条, 15条および20条を除く) を構成地域間の実質上すべての貿易について廃止する。 (ii) 同盟の各構成国が、実質的に同一の関税その他の通商規則をその同盟に含まれない地域の貿易に適用する。
自由貿易地域	(b) 地域統合前にそれらの構成地域に存在していた該当の関税その他の通商規則よりそれぞれ高度なもの又は制限的なものであってはならない。	(b) 関税その他の制限的通商規則 (1条, 12条, 13条, 14条, 15条および20条を除く) を構成地域間の実質上すべての貿易について廃止する。
中間協定	(c) 妥当な期間内に地域・同盟を完成させるための計画及び日程を含まなければならない。	

出所：通商産業省通商政策局編 (1998), p. 309。

3) サービス貿易に関して適用される GATS 第 5 条も、例外規定として定められている。

を引き上げないことと、域内の貿易に対する障壁はすべて撤廃されなければならないことの2点であり、域外諸国に対する経済的な影響を考慮したものである。しかしながら、その要件を満たすことは非常に厳しい(高瀬(1995), p. 72)。

2.1.2 授権条項

これに対し、開発途上国の地域貿易協定には授権条項が適用される。これは1979年に終了したGATT東京ラウンドで採択された条項で、表2に見られるように、先進国に適用される第24条に比べて寛容である。これは、開発途上国間の経済統合がなかなか成功しないことと、域外諸国への影響が小さいという理由による(高瀬(1995))。

2.1.3 地域貿易協定の審査

締結された地域貿易協定のGATT第24条との整合性について、GATT-WTOにおいて作業部会が設置され審査される。1996年2月には、地域統合の専門委員会として「地域貿易協定委員会(CRTA: Committee on Regional Trade Agreements)」が設置された。しかしながら、殆どの審査は、GATT第24条との整合性について明確な判断を示すことなく終了している。

表2 授権条項における要件

(要件)

- ・ 開発途上国の貿易を容易にし、かつ促進するように及び他の締約国の貿易に対して障害又は不当な困難をもたらさないように策定されなければならない(パラ3(a))。
- ・ 関税その他の貿易制限を、最恵国待遇の原則に基づいて軽減し又は撤廃することに対する障害となってはならない(パラ2(b))。

(締約国団への通報, 協議)

- ・ 締約国団に対する通報及び情報提供(パラ4(a))。
- ・ 利害関係を有する締結国の要請があった場合には、速やかに協議を行うための適当な機会を与えること(パラ4(b))。

出所：通商産業省通商政策局編(1998), p. 310。

2.2 地域経済統合の歴史～二度の流行

前節で見たように、第二次大戦後100を超える地域貿易協定が締結されたが、

絶えず協定が締結されていった訳ではない。経済統合の増加は、二度の流行を経て増殖している。最初の流行は1960年代、二度目の流行は1990年代から現在である。J. バグワティは、これらの流行をそれぞれ、「第1の地域主義 (first regionalism)」, 「第2の地域主義 (second regionalism)」と名付けた (Bhagwati (1991))。

2.2.1 「第1の地域主義」～1960年代；開発途上国の輸入代替化

1958年のヨーロッパ経済共同体 (EEC) の成立は、経済発展を目指す開発途上国に、地域経済統合へのインセンティブを与えるきっかけとなり、続く60年代には、途上国間の地域経済統合が相次いで成立した。ラテンアメリカ地域では、殆どの国が主な4つの地域協定に参加した (表3)。

表3 第1の地域主義における主な地域貿易協定

協 定 名	主な参加国または地域	成立年月	GATT 要件
ラテンアメリカ自由貿易地域 (LAFTA)	南米各国	1961年6月	第24条
中米共同市場 (CACM)	中米各国	1961年10月	第24条
アフリカ共同市場	アフリカ各国	1963年6月	第24条
アラブ共同市場	アラブ各国	1964年4月	第24条
アンデス条約 (Andean Pact)	ボリビア・ペルー・ エクアドルなど	1969年5月	第24条

出所：Bhagwati and Panagariya (1996), Nogués and Quintanilla (1993)

一方で、多角的貿易システムの確立を目指していた米国は、目立った経済統合に参加していない⁴⁾したがって、EC や EFTA を除く地域経済統合は、その殆どが、開発途上国によるものであるといえる。

ところが、これらの統合は、やはり EC や EFTA を除き 1960 年代末までにその殆どが成果を挙げることなく自然に消滅している。つまり、開発途上国の経済統合がいずれも成果を挙げていないといえることができる。その理由として考えられるのが、開発途上国の開発戦略である。

4) いくつかの自由貿易協定に関する交渉は行われているが、いずれも成立していない。

開発途上国が地域経済統合を目指したのは、ヨーロッパのそれとは異なり、経済発展をより効率的に行うためであった。そして、この時期 1960 年代の開発戦略が、輸入代替工業化政策によるものであることはよく知られている。ところが、先進国からの工業製品に高関税を賦課することにより、国内の工業部門に国内市場を与えるこの政策は、小さな国内市場しか持たない多くの開発途上国にとっては、有効な手段ではなかった。この状況に関し、当時の開発経済学の論調は、地域経済統合によって、輸入代替化政策を地域レベル（複数国にまたがる地域という意味）にまで拡大し、規模の経済が働くほどの国内市場を形成するべきである、というものであった。

しかしながら後で述べるように、輸入代替工業化政策は、効率的な工業化を妨げる多くの要因を内包しており、十分な成果を挙げることができなかった。このため、輸入代替化の文脈で形成された経済統合も、十分な成果を挙げることはできなかった。

2.2.2 「第2の地域主義」～1990年代から現在；多角的貿易システムと地域主義

ECを除く地域経済統合は、一時的に下火となるが、1980年代末から90年代にかけて、再び盛んに協定が結ばれることになる。きっかけは米国の政策転換で、1985年8月の米国イスラエル自由貿易協定を皮切りに、米加自由貿易協定（89年1月）、北米自由貿易協定（NAFTA）（1994年1月）と次々に自由貿易協定を調印しており、より緩やかな地域協定としてアジア太平洋経済協力会議（APEC）にも参加している。

この米国の地域主義への傾斜が、90年代における第2の地域経済統合の爆発的な増加をもたらした（表4）。

第2の地域主義の大きな特徴は、地域主義の増加とともに、多角的貿易体制もいっそうの進展を見せたということである。1993年12月のGATTウルグアイ・ラウンドの妥結を受けて、1995年1月にはWTOが設立され、現在120を超える国や地域が加盟しており、さらに複数の国が加盟に向けて交渉を行っている。このような多角的貿易体制の進展は、多角的貿易体制と地域主義の整合

表4 第2の地域主義における主な地域貿易協定

協 定 名	主な参加国または地域	成立年月
アセアン自由貿易地域	ASEAN 各国	1992年1月
グループ・ロス・トレス (G3)	コロンビア・メキシコ・ベネズエ ラ	1995年1月
東・南アフリカ共同市場 (COMESA)	東・南アフリカ各国	1994年12月
南米南部共同市場 (MERCOSUR)	ブラジル・アルゼンチン・ウルグ アイ・パラグアイ	1963年6月
アラブ共同市場	アラブ各国	1994年4月

出所：Bhagwati and Panagariya (1996)

性に関する新たな問題を発生させることとなった。

2.2.3 地域経済統合の現状

1948年のGATT設立以来成立した地域協定は198にのぼり、そのうち1994年のWTO発足までに118の協定が、WTO発足後1999年11月時点までに80の協定がそれぞれ成立している。また、1999年11月時点で実際に効力を発している協定は、そのうち119である⁵⁾。そして、GATT第24条が適用されている地域貿易協定は93あり、授權条項が適用される地域協定は15ある⁶⁾。

したがって、現在、どの地域経済統合にも属さない国は、日本や韓国など極めて少数である⁷⁾。

2.3 経済統合理論の変遷

ここで、後の議論のために、1950年代から今日に至るまでの地域経済統合の理論について簡単にみてみよう。地域経済統合を分析する目的としては、基本

5) このうち11の協定は、GATT第5条に基づくサービス貿易に関する協定で、いずれも財貿易に関する協定と重複しており、財・サービスを含めた協定として見た場合、現在効力を発している協定は108となる。

6) WTOのホームページ参照 (<http://www.wto.org/wto/develop/regional.htm>)。

7) その日本と韓国も、自由貿易協定の締結に向けて、作業グループが結成されている。また、いくつかの国から協定締結の打診が行われており、シンガポールとの協定に前向きであるとの報道もある。

的には、地域経済統合がその国の経済厚生を改善するか、或いは悪化させるのかについて理論的に解明することであるが、改善するという考え方と、悪化させるという考え方、双方の効果の大小関係に依存するという考え方の三つに分けることができよう。

Kemp and Wan (1976) では、非加盟国との交易条件を変化させることなく共通関税を設定し、域内の資源配分を変更することによって、加盟国と非加盟国すべてにおいてパレート改善が達成されることを示し、経済厚生を改善するような経済統合のスタイルを示した。彼らの議論は、関税同盟がパレート改善を必ず達成されるという意味において、first best の議論であるといえる。

一方、Viner (1950) や Lipsey (1970) に代表される伝統的な議論は、貿易創造効果 (Trade Creation Effect) と貿易転換効果 (Trade Diversion Effect) の比較によって、その効果を検証しようと試みたものである。

- ・貿易創造効果～域内関税を引き下げることにより、自国内で（相対的に）非効率に生産されていた財が、より効率的に生産される加盟国の財の輸入に置き換わり、経済厚生を改善する効果。
- ・貿易転換効果～域外との交易条件が相対的に上昇することで、それまで安価で輸入していた域外からの財が、高価な域内の財に置き換わることによって、経済厚生を悪化させる効果。

貿易創造効果と貿易転換効果という相反する効果の存在によって、地域経済統合が経済厚生に与える効果は、その大小関係に依存するということを示し、必ずしも経済統合が経済厚生を改善するものではないということを示した点において、second best の議論であるといえよう。この二つの効果の大小関係は、モデルの仮定によって様々に変化し、地域経済統合理論の重要な分析方法として、様々な拡張が行われている。

これらの議論は、基本的には地域経済統合への参加によって起こる経済厚生上の効果を検証したものである。しかしながら、前述したように、80年代末から GATT-WTO による多角的貿易システムの進展と地域主義の台頭が同時に

発生したことによって、80年代後半から多角主義 (multilateralism) と地域主義 (regionalism) の整合性が問題となってきた⁸⁾ Viner 流の貿易創造効果と転換効果の比較による分析が「静学的」であるのに対し、Bhagwati (1991) は、地域経済統合が「(多角的貿易システムに対し) 建設的な統合 (Building Blocs)」なのか、「停滞をもたらす統合 (Stumbling Blocs)」なのかを、「動学的」な観点から分析した。地域経済統合は、世界経済の貿易自由化を促すのか、あるいは妨げになるのか？

バグワティ自身、90年代の地域主義の復活は「不幸」なものであると規定している一方で、地域主義が貿易の完全な自由化という目的に対し、地域主義自体が最大限有効かつ最小限の損失のみをもたらすものであるように形成されることが重要であると述べている⁹⁾ また、Krugman (1991) は、不完全競争モデルを用いてシミュレーションを行い、世界全体で地域ブロックが3のとき、最も経済厚生が悪化することを示し、その後は経済ブロックが増加すればするほど厚生が改善されることを示した。

一方、Ethier (1998) は、第2の地域主義を「新しい地域主義 (new regionalism)」と規定し、観察される5つの特徴を挙げている；

- ・いくつかの小国が一つの大国と地域統合を行っている。
- ・それらの小国は、一方的 (片務的) な経済改革を行っている。
- ・地域協定は、貿易だけでなく経済構造に関わる問題にまで広がっている。
- ・貿易自由化の速度は緩やかである。
- ・自由化の達成は、小国の譲歩によって行われ、協定はいわば「一方的」である。

イーシアは、第2の地域主義を、NAFTAのメキシコ加盟やEUの加盟国拡大などに見られるような「開発途上国と先進国の地域経済統合」ととらえ、開発途上国にとっての地域経済統合の効果を検証している。そして、上述の特徴

8) 多角主義と地域主義の整合性に関する論文のサーベイとして、Winters (1999) を参照。

9) Bhagwati (1991) 参照。

をふまえ、新しい地域主義が、小国の経済改革と海外直接投資の増加を確実なものにすることを目的としていると述べている。そして、モデル分析によって、多角主義よりも地域主義の方が、経済改革を進める開発途上国の成功を保証し、不確実性の要素を取り除き、改革と開放を押し進める効果を持つということを示している。

このような「開発途上国と先進国の経済統合」という視点は重要で、後述するように、開発途上国にとっては地域経済統合が単なる貿易上の効果だけでなく、経済改革のような構造改革を外から推進する役割を担っている、すなわち、これまでの伝統的な統合理論では説明されない「非伝統的な効果」が存在すると考えられている (Fernández (1997))。一方、Spilimbergo and Stein (1998) では、異なる要素賦存の国が経済統合を行った場合の厚生効果を、不完全競争のフレームワークでシミュレーション分析しており、関税のレベルによっては、地域協定が経済厚生上の効果を持つケースがあることや、相対的に貧しい国の方が統合によって厚生を増加させることなどを示している。

3 開発途上国の地域経済統合～ラテンアメリカの観点から

前節で述べたように、最近の「第2の地域主義」は、開発途上国と先進国の経済統合という色彩が強く、その傾向はラテンアメリカにおいても例外ではない。最も代表的な例として、NAFTAが米国、カナダとメキシコの間で締結されている。また、開発途上国同士の経済統合として、MERCOSURが着実にその統合を深めている。

しかしながら、ラテンアメリカをはじめとする開発途上国は、2.2.1節で見たように、すでに1960年代に地域経済統合を経験し、失敗している。では、なぜ60年代のラテンアメリカの地域経済統合は失敗したのでしょうか。そして、90年代の経済統合は、60年代の失敗を繰り返すのか、それとも新たなレジームを築き上げることにより、ラテンアメリカの発展に寄与するのであるでしょうか？ 以下では、ラテンアメリカにおける地域経済統合の事例を振り返り、60年代の統

合ブームと、現在の統合の深化に、どのような違いが見られるかを検証する。

3.1 「第1の地域主義」におけるラテンアメリカ諸国

先述したように、60年代における開発途上国の地域経済統合のインセンティブは、地域レベルの輸入代替化政策による経済発展であった。ラテンアメリカにおいても、地域レベルでの輸入代替工業化政策を推進するために、幾つかの地域経済統合が結成されている(表3)。これらの地域貿易協定は、

- ・米国などの主要先進国を排除することによって、域外への依存度を低め、域内の依存度を高める。
- ・そのために、域外関税を高め、域内関税を引き下げ或いは撤廃する。
- ・複雑な規制と裁量的な優遇措置による、特定産業を育成する。

などの措置をとることについて合意し、実施された。例えば、ラテンアメリカ自由貿易地域(LAFTA)は協定の目的として、

- ・段階的に域内貿易障壁を減少させる
- ・域内市場を拡大する
- ・域内貿易を促進し、規制する
- ・産業統合を促進する
- ・基幹産業の投資機会を拡大する
- ・協定の便益を公平に分配する

の各項目を挙げている(Nogués and Quintanilla (1993))。

しかしながら、輸入代替工業化政策は、不十分な国内需要や、裁量的な措置による政策の失敗、汚職などの政治的な問題などを引き起こし、十分な成果を挙げられなかった。そして、輸入代替化政策の失敗がこれらの経済統合の存在意義を次第に失わせていった。さらに、1980年代には、後に「失われた10年」と呼ばれる債務危機を経験し、深刻な経済停滞に陥ったため、政策の転換を余儀なくされた。

輸入代替化政策の失敗は、同じ時期に輸出志向工業化政策に転換し、その後高度経済成長を達成したアジアの開発途上国の成功によっても、さらに際立つ

表5 ラテンアメリカの地域協定の域内 GDP に占める貿易比率の変化 (単位：%)

地域協定名	域内貿易比率			域外貿易比率		
	初期	後期	80-90年	初期	後期	80-90年
アンデス条約 64-8/74-8	0.5	1.6	1.3	30.8	35.3	30.7
CACM 57-60/66-70	1.8	10.0	6.7	33.4	33.0	36.9
LAFTA 56-60/66-70	2.0	1.8	2.6	20.7	15.2	19.1
CARICOM 68-72/78-82	17.4	24.1	25.1	17.6	23.7	23.7
アジア NIE's* 65-9/78-82	3.1	8.7	10.2	55.6	97.7	99.3

地域の下の数値はそれぞれの初期と後期の期間を表す。

* アジア NIE's は、地域協定ではない。

出所：Nogués and Quintanilla (1993)

たものとなった。表5は、Nogués and Quintanilla (1993) が、それぞれの地域統合について、加盟国の GDP を合計した「域内 GDP」に占める貿易額の比率を、結成初期と結成後期、それに債務危機を経験した80年代のそれぞれについて比較したものである。これによれば、ラテンアメリカ諸国が結成した地域貿易協定の殆どは、域外との貿易比率を高めることが出来なかったばかりでなく、域内貿易についても、大きな増加を達成することが出来なかった。一方、香港・韓国・シンガポール・台湾のいわゆる「4匹の龍」と呼ばれたアジアの新興工業地域の域外貿易の比率増加はめざましい。

3.2 「第2の地域主義」におけるラテンアメリカ諸国

ラテンアメリカ諸国が、80年代後半から開発戦略の転換を行った背景には、前節で述べた輸入代替工業化政策の失敗だけでなく、ネオリベリズムへの転換、WTO体制への参入、米国の地域主義への傾倒なども挙げられる。ただし、これらの要因は独立したものではなく、相互に関連している。

新自由主義（ネオリベリズム）への転換 80年代に深刻な経済危機を経験し

たラテンアメリカは、IMF や世界銀行などの金融支援や構造調整融資を受けるなかで、その政策を、輸入代替化から新古典派経済学に基づく新自由主義経済（ネオリベラリズム）に大きく転換させた。

具体的には、輸入代替化政策のなかでとられた多くの規制や、企業の国営化などの裁量的な政策が経済発展を阻害したという観点に立ち、市場メカニズム重視の経済政策、すなわち民営化、規制緩和、金融自由化、貿易自由化などの経済改革が行われた。

多角的貿易システムへの参加 ネオリベラリズムへの転換は、国際経済の枠組みの中において「貿易自由化」という形をとって現れた。すなわち、GATT-WTO 体制に代表されるような多角的貿易システム（最恵国待遇）への参加が、経済発展により有効であるとの認識が、80年代のラテンアメリカの経済危機と、それとは対照的な東アジアの成長によって広がっていったのである。ラテンアメリカ諸国においても、WTO への加入を目指す動きが相次ぎ、現在もいくつかの南米諸国が、WTO 加入に向けて交渉を進めている。

米国の地域主義への政策転換 2.2.2 節でも述べたように、米国は80年代半ば以降、地域主義への政策転換を行った。ラテンアメリカに関しては、1990年にブッシュ政権が、南北アメリカ大陸を包含する「米州支援構想(EAI)」を打ち出している。これは、ラテンアメリカにおける市場志向の改革を支援するため、貿易や投資の拡大、対外債務の軽減や環境政策の推進を掲げたものであり、貿易の拡大に関して、自由貿易協定の締結を表明している。

また、1994年には米州サミットにおいて、米州自由貿易圏(FTAA)の形成に意欲を見せている¹⁰⁾

ところで、上に述べた背景のうち、ネオリベラリズムと多角的貿易システム

10) しかしながら、1998年の米州サミットにおいては、米国の保護主義的志向に影響され、FTAA に対するインセンティブは若干後退しているようである。

は整合的だが、地域主義は必ずしも整合的でないように見える。実際、2.3節で見たように、地域主義 (regionalism) と多角主義 (multilateralism) の整合性が問題となっている。そもそも、米国の地域主義への傾倒は、自ら推進した多角的貿易システムからの政策転換を意味していると言えよう。さらに、地域経済統合の進展は、60年代の閉鎖的なブロック化の再来であるととられかねない。しかしながら、90年代におけるラテンアメリカの地域統合は、ネオリベラリズムへの転換と多角主義への参入という文脈の中で語られている。すなわち、90年代の統合は60年代の経済統合ブームとはその性格を異にする。では、90年代のラテンアメリカの経済統合は、どのような特質、意義を持っているのであろうか。

3.3 ラテンアメリカの地域経済統合の意義～非伝統的効果

地域経済統合の理論では、2.3節でみた貿易創造効果だけでなく、規模の経済による効果や直接投資の増加による効果が挙げられている。これに対し、Fernández (1997) は、それらの効果を「伝統的効果」と名付け、それに対する「非伝統的効果」として、「ダイナミック・インコンシステンシー」、「シグナリング」、「保険」などの効果が存在することを主張した。

ダイナミック・インコンシステンシー ラテンアメリカの政治体制の特質として、政府能力の欠陥が挙げられる。ラテンアメリカの政治は、非貿易財部門と一次産品輸出部門の利益を代弁する政治グループが対立し、一方の支持政権が、その部門に過度の再分配政策を施すことによって、経済的破綻をきたし、クーデターなどで政権交代が行われるという図式によって特徴づけられる。また、官僚の質が低いために汚職などの腐敗が多く、政府に対する信頼が低い。これらの要因から、ラテンアメリカ諸国では政策に対するクレディビリティ(信頼)が低く、また頻繁な政権交代が、政策の継続性や、時間的な整合性 (time consistency) を失わせている。このような非整合性 (inconsistency) は、何らかの制裁

規定がなければ回避することは難しく、特に GATT-WTO 体制のような、ただ乗り (free ride) が容易な多角的システムの中では、制約が緩く効果的ではない。

これに対し、地域経済統合は、非整合的な政策を行った場合、他の加盟国からの制裁に直面する。このため、地域経済統合に参加する限り、非整合的な政策が困難となる。また、単独では困難な経済改革を、地域経済統合に参加することによって推進させる効果も持つ。

たとえば、メキシコは、経済改革を確実に推進するために、安定的なマクロ経済運営と、一定の為替政策を条件とした NAFTA への加入をめざし、認められた。また、このことによって、政府のクレディビリティが高まり、海外からの直接投資などの不確実性を低める効果を得られている (Nogués and Quintanilla (1993))。

シグナリング 上に述べたメキシコの例でもわかるように、地域経済統合への参加は、その国の経済運営が整合的であることの「シグナル」となると考えられる。少なくとも、その国の現在の政策が保護主義的なものか自由主義的なものかを表明する手段となりえよう。このシグナルは、海外からの直接投資を呼び込む有効な手段となる。

保険 地域経済統合への参加は、加盟国からの経済制裁や市場からの駆逐などを回避するための「保険」としての機能を有する。たとえば、NAFTA におけるメキシコは、環境基準や労働基準、知的財産権などの取り決めという「保険料」を払って、米国市場への特恵的なアクセス権を確保する「保険」を購入したと考えられる。

これらの非伝統的効果は、60年代の閉鎖的な統合の文脈では語る事ができない。なぜなら、これらの効果が、多角的貿易システムへのコミットを目的とする限りにおいて重要な要因となってくるからである。いわば、これら非伝統

的効果は、一見非整合的に見える地域主義と多角主義の関係を、整合的な関係にするための効果であると考えられるかもしれない。

3.4 途上国間経済統合の意義～MERCOSUR を事例として

ところで、上述のような第2の地域主義は、開発途上国が先進国との経済統合によって伝統的効果のみならず、非伝統的効果を発揮すると考えるのが普通であろう。ところが、ラテンアメリカでは、MERCOSURのような開発途上国同士の経済統合、すなわち60年代の地域経済統合のようなタイプも見逃すことはできない。言わば、NAFTAが「南―北」タイプの経済統合であるのに対し、MERCOSURやAndean Pact, G3などは、「南―南」タイプの経済統合である¹¹⁾

もちろん、上に述べた非伝統的効果は、「南―南」タイプの経済統合においてもその効果が現れるであろう。例えば保険機能はそのひとつである。例えば、先進国が保護主義的な色彩を強めた場合、開発途上国は地域経済統合を、その損失を補うための保険として用いることができるだろう。また、加盟国間の政治的保険としての役割も考えられる。1996年4月、MERCOSUR加盟国のパラグアイで、パラグアイ軍司令官リノ・オビエド将軍によるクーデターが発生したが、すぐさまブラジル・アルゼンチン・ウルグアイのMERCOSUR各国は外務大臣を派遣し、民主化が加盟の条件であることを表明し、警告を発した¹²⁾その結果クーデターは未然に終わり、MERCOSURが政治的保険としての機能を有していることを示したといえる¹³⁾

11) 貿易創造効果や貿易転換効果といった伝統的効果については、Estevadeordal, Goto, and Saez (2000)がMERCOSURについて検証を行っている。それによればMERCOSURがEthier (1998)で述べられている新しい地域主義の5つの特徴にあてはまることを示した上で、不完全競争のフレームワークにより、MERCOSURが貿易創造効果を生み出し、加盟国・非加盟国双方の経済厚生を増加させることを示している。一方、Yeats (1998)はデータ分析によって、MERCOSUR加盟国が地域統合の形成によって、むしろ比較優位を持たない産業の貿易量を増加させていることを示し、MERCOSURが多角主義と整合的な効果をもたらしていないと主張した。

12) "Backward March." *Economist*, April 27th 1996, p. 53.

13) 報道によれば、2000年5月17日にも、パラグアイでクーデターの動きがあったが、未遂に終わっている("Paraguay coup attempt fails" *Financial Times*, May 19th 2000)。

しかしながら、非伝統的効果の大きさは、先進国との統合に比べれば、小さいと考えられる。なぜなら、いずれの国も経済改革を進めているからである。また、ともすれば域外に対して保護主義的な色彩が強くなる可能性を否定できない。つまり、60年代の失敗を繰り返す危険性を内包していると言える。

では、「南-南」タイプの経済統合は望ましくないのであろうか？ このようなタイプの統合に意義はあるのだろうか？

痛みの少ない改革 「南-北」タイプの経済統合は、先進国市場へのアクセス権を得る代わりに、莫大な保険料を支払わなければならない。すなわち、様々な取り決めである。かつての経済統合と異なり、現在の統合には、貿易以外の様々な分野における基準の統一という取り決めを行わなければならない。もし、EUのように比較的似た国同士が統合するのならば、基準の統一は比較的たやすいであろう。ところが、先進国と開発途上国の基準の統一は、極めて困難な作業を要するであろう。特に環境基準や労働基準は、先進国と途上国との間に大きな差があり、これを統一するには、先進国が基準となることが容易に想像される。このとき、開発途上国は産業調整などの「痛み」を伴う改革を要する。この痛みが大きければ大きいほど、国内の所得分配や成長、雇用に深刻な影響をもたらすであろう。

しかしながら、「南-南」タイプの経済統合は、比較的基準の近い国同士の統合によって、その痛みをより小さくすることができる。堀坂(1998)によれば、NAFTAとMERCOSURは、統合プロセスにおいても異なり、NAFTAが「膨大な協定文に調印して始まった」のに対し、MERCOSURは加盟国のコンセンサスを重視する「プラグマティックな方式」を採用している。これはMERCOSURが、痛みを最小限に抑えながら、有効な改革を推進するための統合として、捉えられていることを意味しているかもしれない。

産業保護 80年代後半からのネオリベリズムへの政策転換は、輸出指向工業

化政策の採用を意味しており、それに伴って貿易自由化が進められた。Nogués and Quintanilla (1993) でも、片務的貿易自由化 (Unilateral Trade Liberalization (UTL)) の重要性が述べられており、それによれば、ラテンアメリカ諸国では、80年代のネオリベラリズムへの移行によってそれまでの認識が改められ、多角的貿易システムへの参加だけでなく、一方的貿易自由化の必要性が生じ、各国で (ペースは異なるものの) 貿易自由化が進められてきた。

例えば、チリはいち早く貿易自由化を進め、その結果80年代後半には、良好な経済パフォーマンスを示した。また、この点について西島(1997)では、「統合のプロセスには、順序とタイミングの問題がある。統合に加盟を希望する国は、事前にいくつかの条件をクリアーしておくことが望ましいであろう。例えば、統合に加盟する国々が、統合参加前にユニラテラルな自由化によってかなりの程度に効率性と競争力を高めておけば、統合による利益はより大きく、逆にコストはより小さくなる。」と述べられており、経済統合と貿易自由化の順序に関する問題が重要であることを示している。

しかしながら、必ずしも工業化が成功する訳ではなく、実際、いくつかの国では貿易自由化によって、それまで輸入代替化政策で育成された工業部門が衰退し、結果的に一次産品輸出に依存する構造に回帰する現象が見られた。このような状況は、北に対抗できない産業水準と、狭溢な国内市場、それに低い所得水準によってもたらされると考えられる。このため、最低限の市場確保手段としての、「南—南」タイプの経済統合は、産業の離陸に必要な最低限の環境を生み出す効果を持っているかもしれない。

これらの点から、「南—南」タイプの経済統合はその有効性を持っていると考えることができるかもしれない。ただし、その前提となる条件は、あくまでも貿易自由化を柱とするネオリベラリズムの堅持であり、多角主義へのアクセスという努力を怠らないことである。それらがなければ、60年代の失敗を再び繰り返すことになるであろう。

結 語

これまでの議論をまとめると、開発途上国の地域経済統合は、必ずしも「伝統的な」経済統合理論で評価されるべきではなく、その「非伝統的な」効果も考慮に入れて評価するべきである、というように見える。また、経済統合の形態、すなわち先進国との統合か、途上国同士の統合かによって、その効果は異なると考えられる。すなわち、先進国にコミットする手段としての統合と、コミットできなかった場合の保険としての統合という意味において、その評価は異なってくるであろう。

いずれにしても、貿易自由化という文脈のなかで行われる地域統合は、60年代の輸入代替工業化という文脈における統合よりも意義があると考えられる。したがって、現在の経済統合ブームは、貿易自由化政策とともに推進される限りにおいて、その意義は無視できないと言えよう。さらに、開発途上国の統合は、非伝統的効果を楽しむことによって、自国をより豊かにするための手段として、必ずしも否定できないと思われる。言うまでもなく、これらの問題を実証するためには、理論的分析が行われる必要があり、今後の課題として残されている。

参 考 文 献

- BHAGWATI, J. N. (1991): *The World Trading System at Risk*, Princeton University Press, Princeton.
- BHAGWATI, J. N., and A. PANAGARIYA (1996): "Preferential Trading Areas and Multilateralism—Strangers, Friends, or Foes?," in *The Economics of Preferential Trade Agreements*, ed. by J. N. Bhagwati, and A. Panagariya. AEI Press, Washington, D. C.
- ESTEVADEORDAL, A., J. GOTO, and R. SAEZ (2000): "The New Regionalism in the Americas: The Case of MERCOSUR," *INTAL-ITD Working Paper*, (5).
- ETHIER, W. J. (1998): "Regionalism in a Multilateral World," *Journal of Political Economy*, 106(6), 1214-1245.

- FERNÁNDEZ, R. (1997): "Returns to Regionalism: An Evaluation of Non-Traditional Gains from RTAs," *National Bureau of Economic Research Working Paper*, 5970.
- KEMP, M., and H. WAN (1976): "An Elementary Proposition Concerning the Formation of Customs Unions," *Journal of International Economics*, 6, 95-97.
- KRUGMAN, P. (1991): "Is Bilateralism Bad?," in *International Trade and Trade Policy*, ed. by E. Helpman, and A. Razin. MIT Press, Cambridge, MA.
- LIPSEY, R. G. (1970): *The Theory of Customs Unions: A General Equilibrium Analysis*. Weidenfeld and Nicolson, London.
- NOGUÉS, J. J., and R. QUINTANILLA (1993): "Latin America's Integration and the Multilateral Trading System," in *New Dimensions in Regional Integration*, ed. by J. de Melo, and A. Panagariya.
- SPILIMBERGO, A., and E. STEIN (1998): "The Welfare Implications of Trading Blocs among Countries with Different Endowments," in *The Regionalization of the World Economy*, ed. by J. A. Frankel. The University of Chicago Press, Chicago, United States of America.
- VINER, J. (1950): *The Customs Union Issue*. Carnegie Endowment for International Peace, New York.
- WINTERS, L. A. (1999): "Regionalism vs. Multilateralism," in *Market Integration, Regionalism and the Global Economy*, ed. by A. Venables, et al. Cambridge University Press, Cambridge.
- YEATS, A. (1998): "Does Mercosur's Trade Performance Raise Concerns about the Effects of Regional Trade Arrangements?," *The World Bank Economic Review*, 12(1), 1-28.
- 高瀬保編著 (1995) 『増補 ガットとウルグアイ・ラウンド』 東洋経済新報社。
- 通商産業省通商政策局編 (1998) 『不公正貿易報告書 1998 年版～WTO 協定から見た主要国の貿易政策』 通商産業調査会出版部。
- 西島章次 (1997) 「ラテンアメリカにおける地域統合の基本問題」 『国民経済雑誌』 第 176 巻第 2 号, pp. 65-77。
- 堀坂浩太郎 (1998) 「メルコスル 動き出す南米共同市場」 日本経済新聞 1998 年 9 月 15 日号。